

板橋区おとしより専門相談事業実施要綱

(平成29年3月21日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、認知症又は高齢期特有の精神疾患により生活が困難になっている高齢者本人及び家族を含む支援者に対して、精神科医師及び弁護士による相談事業（以下「板橋区おとしより専門相談事業」という。）を実施することにより、認知症等高齢者が安心・安全に地域で生活・活動することを目的とする。

(対象者)

第2条 板橋区おとしより専門相談事業の対象者は、区内に在住し、概ね65歳以上の高齢者で次のいずれかに該当する者並びにその家族及び支援者とする。

- (1) 認知症の疑いのある者
- (2) 認知症により生活が困難になっている者
- (3) 高齢期特有の精神疾患が疑われる者
- (4) 認知症等により判断能力に問題があり、生活や財産管理等高齢者の権利擁護について法的な問題解決を必要とする者

(おとしより専門相談員の設置)

第3条 板橋区おとしより専門相談事業を実施するため、板橋区おとしより専門相談員（以下「相談員」という。）を置く。

(相談員の業務)

第4条 医師である相談員の業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 認知症の有無、程度等現状の見極め及び今後の見通しについての助言
- (2) 医療の必要性の判断
- (3) 認知症高齢者の精神症状に対する助言
- (4) 家族及び支援者に対する支援の方向性についての助言
- (5) 適切な医療支援への勧奨

2 弁護士である相談員の業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 複合した要因を有する高齢者に関する具体的な支援方針の検討
- (2) 生活全般についての権利擁護問題、成年後見制度の利用や財産管理についての検討
- (3) 虐待等親族間の問題についての解決方法の検討
- (4) 支援過程における評価及び社会資源の活用についての助言

(相談員の委嘱)

第5条 医師である相談員は以下の要件をすべて満たす者のうちから、板橋区長が委嘱する。

- (1) 医師の資格を有すること。
- (2) 精神科で認知症疾患の鑑別及び診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する者。
- (3) 認知症高齢者に対する相談業務を5年以上経験していること。
- (4) 心身ともに健全であること。

2 弁護士である相談員は以下の要件をすべて満たす者のうちから、板橋区長が委嘱する。

- (1) 弁護士の資格を有すること。
- (2) 高齢者の権利擁護及び虐待等の問題に深い理解があり、支援に熱意を有する者。
- (3) 心身ともに健全であること。

(任期)

第6条 相談員の任期は、委嘱の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、補欠の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

(服務)

第7条 相談員は業務の遂行にあたり、個人の人格を尊重し、誠実に行わなければならない。

2 相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(実施方法)

第8条 板橋区おとしより専門相談事業の実施方法は次に掲げるとおりとする。

- (1) 支援関係者又は本人若しくは養護者からの事前予約制とする。
- (2) 年間事業計画により、年間相談回数を定めるものとする。
- (3) 相談には、おとしより保健福祉センター職員（以下「職員」という。）が同席する。
- (4) 相談は、対象者1人に対して原則1回とするが、必要に応じて再相談も可能とする。
- (5) 相談に同席する職員は相談員の助言を踏まえ、適切な医療適用及び支援機関への勧奨等必要な支援を講ずるものとする。

(実施場所)

第9条 相談は、対象者自宅又はおとしより保健福祉センターほか区内公共施設の適当と認められる室内で行う。

(記録の保存)

第10条 相談内容は職員が記録票へ記載し、相談を実施した日から5年間保存する。

(謝礼)

第11条 相談員に対し、謝礼を支払うことができる。

(担当)

第12条 板橋区おとしより専門相談事業は、健康生きがい部おとしより保健福祉センターが実施する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、板橋区おとしより専門相談事業に関する必要な事項については、健康生きがい部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。